

地下水採取の規制

大切な郷土を守るために

埼玉県生活環境保全条例による 地盤沈下防止対策の概要

地盤沈下は、長時間にわたって平野部の広い範囲で地面が沈んでいく現象です。

大気汚染や水質汚濁等と並んで公害の一つとされています。

それは、地盤沈下は、主として地下水の過剰な汲み上げによって人為的に起こるからです。

地下水は、雨水や河川水等が地下に浸透することにより補給されています（このことを「地下水のかん養」といいます。）が、この補給されている量以上に地下水を汲み上げると地盤沈下が起こってしまいます。

そこで、埼玉県では、地下水の保全を目指して地下水の採取量を抑制するとともに地下水のかん養についても積極的に取り組むため

「埼玉県生活環境保全条例（平成 14 年 4 月 1 日）」を制定しました。

私たちの大切な郷土を守るため、県民の皆様とともに地盤沈下防止対策の推進に努めて参りたいと思いますのでどうぞ御理解と御協力をお願いします。

埼玉県環境部

1 揚水施設とは

埼玉県生活環境保全条例では、動力を用いて地下水を採取するための施設であって、地下水の集水孔（ストレーナー）及び地下水を汲み上げる設備（揚水機）その他地下水を採取するために必要な設備の総称を「揚水施設」といいます（図-1）。

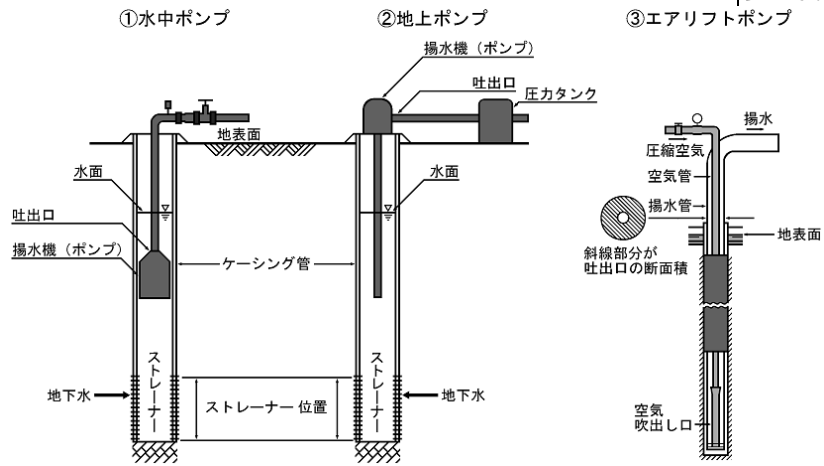


図-1 揚水施設の主な形式

2 地下水の規制【条例第85条～第102条】

(1) 規制の対象

ア 規制地域

- 第1種指定地域 } 図-2 参照
- 第2種指定地域 }

イ 規制される地下水の利用用途

地下水を利用するすべての用途が対象です。ただし、次の揚水施設の利用者は除かれます。

- ① 吐出口の断面積が 6 cm^2 以下の家庭用の揚水施設
- ② 農業用（かんがい用に限る。）でストレーナーの位置が 30 m より浅い揚水施設
- ③ 法令で規制されているもの（工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律、温泉法等）

ウ 規制される揚水施設の規模

- 第1種指定地域 全ての揚水施設
- 第2種指定地域 吐出口の断面積が 6 cm^2 を超える揚水施設

地下水採取規制地域図

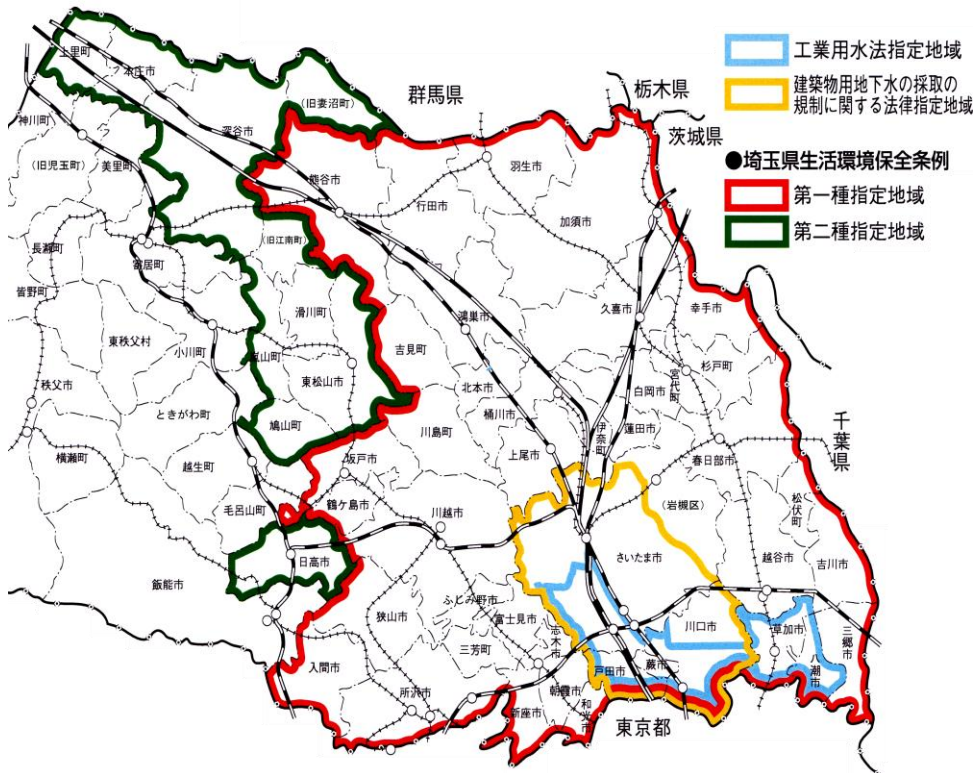


図-2 地下水採取規制地域図

※さいたま市内は、「さいたま市生活環境の保全に関する条例」が適用されます。

(2) 地下水の採取規制の内容

規制地域	規制方法	手 続 き	許可・届出基準
第1種 指定地域 (さいたま市 は除く)	許可制	揚水機の吐出口の断面積（吐出口が二以上あるときは、その断面積の合計、以下同じ。）が6 cm ² を越える揚水施設の利用者は、地下水の採取又は揚水施設の構造の変更には知事の許可を受けなければなりません。	①ストレーナの位置が650 m以深であること。 かつ ②揚水機の吐出口の断面積が21 cm ² 以下であること。 ※ 非常災害等公益上の目的、農業用及び水産養殖業には特例があります。
	届出制	揚水機の吐出口の断面積が6 cm ² 以下の揚水施設の利用者は、地下水の採取又は揚水施設の構造の変更をしようとする30日前までに知事に届出しなければなりません。	①モーターの定格出力2.2 k w 以下であること。 かつ ②地下水の採取量を1日当たり最大50 m ³ 以下とすること。 ※ 非常災害等公益上の目的、農業用及び水産養殖業には特例があります。
第2種 指定地域	届出制	揚水機の吐出口の断面積が6 cm ² を超える揚水施設の利用者は、地下水の採取又は揚水施設の構造の変更をしようとする30日前までに知事に届出しなければなりません。	揚水機の吐出口の断面積が21 cm ² 以下であること。 ※ 非常災害等公益上の目的、農業用及び水産養殖業には特例があります。

* 許可申請書及び届出書は、管轄環境管理事務所又は政令・条例によって事務移譲している市へ提出してください。

* さいたま市内の揚水施設は、「さいたま市生活環境の保全に関する条例」が適用されますので、さいたま市にご相談ください。

(3) 採取量の報告

指定地域内において地下水を採取する者は、水量測定器を設置し、毎月の採取量を記録しなければなりません。また、1月末までに前年の採取量を知事に報告しなければなりません。

ただし、非常災害用等公益上の目的又は農業用その他知事が定めるものにあつては、水量測定器に代えて揚水施設専用の電力量計又は作動時間を積算する機器によって算定した採取量を報告することができます。

3 地下水の採取の抑制【条例第103条】

揚水施設で地下水を採取する者は、その水の合理的な使用により、地下水の採取の抑制に努めなければなりません。渇水となる年などは、地下水に需要が集中し、地盤沈下が拡大しています。

4 地下水のかん養【条例第104条】

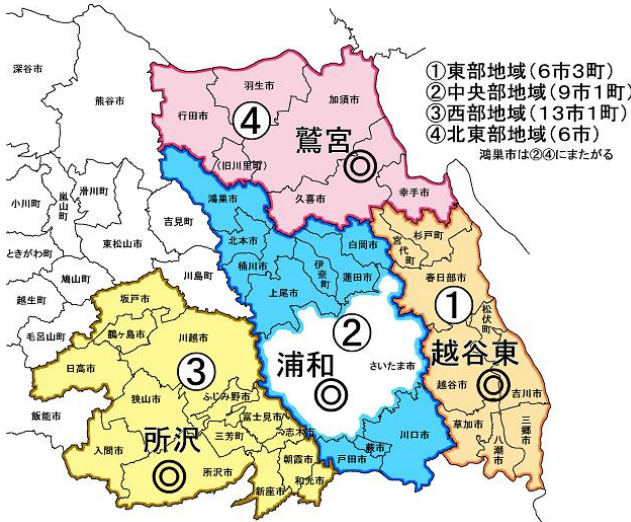
事業者及び県民は、地下水のかん養を図るため、雨水の有効利用に努めるとともに、雨水が地下に浸透しやすい素材又は構造のものを使用するなど雨水の地下浸透の促進に努めてください。

- 例えば、①雨水の有効利用（洗車用、散水用に雨水を利用するための貯留槽を設置するなど）
②透水性の素材・構造の活用（敷地内の舗装や雨水の処理施設には、地下浸透しやすい素材又は構造とするなど）

5 地下水のゆう出を伴う掘削工事に関する措置【条例第105条】

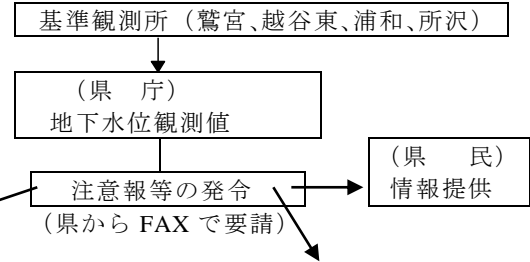
事業者は、地下水のゆう出を伴う掘削工事を行うときは、周辺の地盤及び地下水位への影響を防止するために必要な対策を講じてください。

6 渇水時等の地盤沈下対策【条例第108条】



地下水位の著しい低下により、地盤の沈下が生ずるおそれがあると認めるときは、各地域ごとに地下水位の程度に応じて「注意報」、「警報」を発令するとともに許可又は届出をした揚水施設の利用者のうち一定量以上の地下水を採取する者に対し、地下水の採取の抑制を要請します。

要請を受けた者は、下表によって地下水の採取量の抑制を行ってください。



大量地下水利用者（100万m³/年以上の工業用、建築物用、水道事業用の許可揚水施設利用者等）

【注意報時】

- ・ 1日の地下水採取量が注意報発令日の直前月における日平均地下水採取量（基準量）を超えないようお願いします。
- ・ 警報発令時に備えて地下水採取量抑制計画（1日の地下水採取量が基準量の95%以下）を作成し、発令後1週間以内に管轄環境管理事務所へ提出してください。

【警報時】

- ・ 地下水採取量抑制計画に従って地下水採取量の抑制をお願いします。
- ・ 発令中は、毎日地下水採取量を記録してください。
- ・ すべての発令が解除されましたら、解除日から30日以内に地下水採取量を管轄環境管理事務所へ報告してください。

地下水利用者（10万m³/年以上100万m³/年未満の工業用、建築物用、水道事業用の許可揚水施設利用者等）

【注意報時】

- ・ 不要不急の地下水採取の自粛をお願いします。

【警報時】

- ・ 1日の地下水採取量が基準量を超えないようお願いします。

問い合わせ先

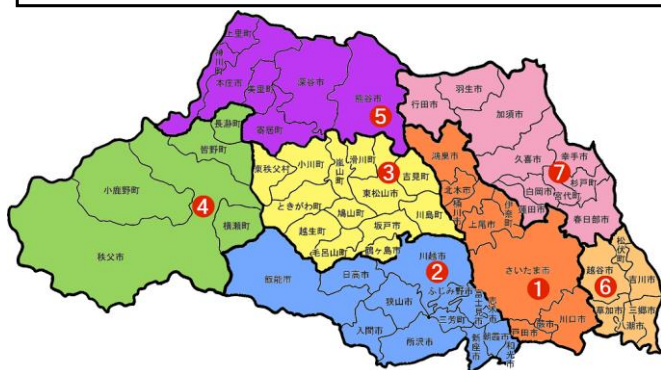
①中央環境管理事務所	〒336-0074	さいたま市浦和区北浦和 5-6-5（浦和地方庁舎内）	TEL 048-822-5199
②西部環境管理事務所	〒350-1124	川越市新宿町1丁目17番地17 ウエスタ川越公共施設棟 4F	TEL 049-244-1250
③東松山環境管理事務所	〒355-0024	東松山市六軒町 5-1（東松山地方庁舎内）	TEL 0493-23-4050
④秩父環境管理事務所	〒368-0042	秩父市東町 29-20（秩父地方庁舎内）	TEL 0494-23-1511
⑤北部環境管理事務所	〒360-0031	熊谷市末広 3-9-1（熊谷地方庁舎内）	TEL 048-523-2800
⑥越谷環境管理事務所	〒343-0813	越谷市越ヶ谷 4-2-82（越谷合同庁舎内）	TEL 048-966-2311
⑦東部環境管理事務所	〒345-0025	杉戸町清地 5-4-10	TEL 0480-34-4011

条例により事務を移譲している市

川口市	環境保全課	〒332-0001	川口市朝日 4-21-33	TEL 048-228-5389
草加市	環境課	〒340-8550	草加市高砂 1-1-1	TEL 048-922-1520
戸田市	環境課	〒355-8588	戸田市上戸田 1-18-1	TEL 048-441-1800
八潮市	環境リサイクル課	〒340-8588	八潮市中央 1-2-1	TEL 048-996-2935

さいたま市内は、「さいたま市生活環境の保全に関する条例」が適用されます。

さいたま市 環境対策課	〒330-9588	さいたま市浦和区常盤 6-4-4	TEL 048-829-1111
-------------	-----------	------------------	------------------



地下水採取量報告についてはこちらへ
埼玉県環境部水環境課
土壌・地盤環境担当
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1
tel 048-830-3084・fax 048-830-4773
a3070-06@pref.saitama.lg.jp

